

駐車場整備計画策定について

1. 駐車場整備計画策定の背景

- 豊島区では、「人が主役となる交通環境」を具体化するために、平成23年に池袋副都心交通戦略（以下、「交通戦略」という）を策定し、目標達成までの道筋と交通のあり方を示した。池袋副都心では路上駐車が常態化しており、これらへの対策が必要であるとともに、歩行者を優先する交通環境を実現するためには、自動車の過度な利用を抑制し池袋駅前街区への自動車の進入を最小限にする必要がある。交通戦略では、「池袋駅前に集中する自動車利用を外周の幹線道路に誘導するための駐車場の適正な配置」や「通過交通の迂回路となる道路における路上荷さばきによる機能低下を防ぐための荷さばき場の確保」などの駐車施設関連施策が示されている。
- しかしながら、池袋副都心においては、昭和37年に池袋駐車場整備地区が定められたものの、駐車場整備計画は定められていない。
- 一方、池袋駅周辺では、西口再開発に代表される再開発の動きが活発化しており、平成27年7月には（特定）都市再生緊急整備地域に指定されまちづくりをとりまく環境は大きく変化している。
- これらのことから、駐車場の適正配置や駐車場利用の促進、荷さばき施設・駐車場の利用ルールの設定などの駐車場をより一層有効に活用するための総合的な駐車対策を推進していく必要がある。
- なお、駐車場整備計画の策定にあたっては、東京都23区内で既に策定されている駐車場整備計画の先進的な取り組みを参考にしつつ検討を進めることとする。

2. 駐車場整備計画策定の目的

（1）目的

- 池袋副都心では、既存の駐車場が必ずしも有効に活用されていない状況や荷さばき車両などの路上駐車対策が課題となっており、交通戦略で示されている「人が主役となる交通環境」を実現していくためには、こうした課題に的確に対応していくことが強く求められている。このため、新たな駐車施設の適正な整備や既存の駐車施設の有効活用を図ることを目的に駐車場整備計画を策定する。

（2）駐車場整備計画策定のタイミング

- 平成27年7月に池袋周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されまちづくりの動きが活発化しており、さまざまな計画が具体化してきている（右図参照）。中でも西口再開発は平成30年度に都市計画決定を予定しており、平成26年度に準備組合が設立され施設計画に着手したところである。
- 駐車場整備計画を実行性の高いものとするためには、行政と民間さらには地元等が連携・協力し、地域の実情に合った計画とすることが重要であり、駐車施設の整備は再開発事業者等の協力が不可欠である。
- これらのことから、まちづくりが大きく動き出し始め、西口再開発の施設計画が具体化する前のこのタイミングで計画を策定することが最も効果的である。

3. 駐車場整備計画策定のフロー

- 駐車場整備計画の策定に際しては、下記に示す駐車場法第4条に規定される各項目について検討を行い、整備計画の立案を行う。
- また、計画策定に先立ち、駐車場整備地区の駐車実態を明らかにするため各種調査を実施し、駐車場整備計画策定時の基礎資料とする。

（駐車場整備計画）

第4条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という）を定めなければならない。

2 駐車場整備計画においては、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
- 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
- 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体
- 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

